

## 第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会 議事録

日時：平成25年4月22日（月）午後1時～午後3時

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

（荒田） お待たせいたしました、それでは時間になりましたので、ただ今より、第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を始めたいと思います。まず初めに、開会にあたりまして、鳥取県藤井副知事よりごあいさつを申し上げます。

（藤井） 皆さんこんにちは。今日は、第1回の研究会ということで、皆さん方にお集まりいただきました。春ですけど、少し肌寒い中で、今日は、若干温度が上がってきまして、これから春の行楽シーズンに向けて、いいお天気になるように願っております。そして、この研究会もこれから、少し時間をいただいて、ご検討をいただければと思っております。この研究会、後で、事務局のほうからも、説明いたしますが、日本財団、のご協力を得て、立ち上げたものであります。鳥取県では平成20年に、将来ビジョンというのを策定しておりまして、手話が、コミュニケーションの手段としてだけではなくて、言語としての、文化を形成しているというような記述もいたしております、そういったベースの中で、今日の研究会に至ったわけでありまして。今日は、全日本ろうあ連盟の西滝理事さん、中西監事さん、そして日本財団からも、石井グループ長さんを始め、お集まりいただいておりますし、県内の関係者の皆さん方にお集まりいただいております。本来ですと、平井知事が、参ってごあいさつするべきところではありますが、今日は上京をいたしております、代わりに、開会にあたってのごあいさつをいただいたところでありまして。今日から検討を始めていただいて、どのような形で、この手話を、鳥取県の中で広げていこうかという話であります。条例の制定というのも、考え方の一つだと思っております。検討を進めるにあたっては、県議会を始めとして、県民の皆さん方のご意見もよく伺いながら進めていきたいと思っております。また子どもたちの関係もありまして、今日は教育委員会、そしてろう学校の校長も、やって、参っております。私は、2年前になりますかね、秋篠宮紀子様がろう学校をご訪問なされたことがありまして、その時に随行いたしました、紀様が手話で、子どもたちとお話しておられて、非常に感動もいたしております。まあ、そういった下地のある鳥取県でございますので、小さな県でありますけれど、支えの心でありますとか、ボランティアの関係、今日はこういった、あいサポートバッチを付けておられる方も、たくさんおられますけれど、そういったあいサポート運動なども進めておるところであります。皆さん方のご検討を進めるにあたって、いろんな形で鳥取県の取り組みも、説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。私、少し諸用がありまして、ここで失礼いたしますけれど、皆さん方の忌憚のないご意見交換をよろしくお願いいたします。

（荒田） ありがとうございます。それでは、ここで副知事のほうは失礼をして、退席をさせていただきますので。

（藤井） どうぞよろしくお願いいたします。

(荒田) それでは進めさせていただきます。まず最初に資料の確認をさせていただきたいと思いますが、お手元のほうに、まず研究会の次第と書いた1枚、裏側が名簿になって、委員名簿になっている紙が1枚、それから、この会場の配席図、そして資料目次、というものが一番上に来ております、ホッチキス留めをした資料、こちらのほうが、事務局のほうで今回、用意をさせていただいた資料です。その他に、全日本ろうあ連盟から、資料の配布の依頼がございましたので、ご紹介させていただきます。封筒に入ったものと、資料として、手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業の意義と今後の課題、といった、ホッチキス留めをした資料、の2種類がございます。封筒の中には、手話言語法（仮称）制定推進事業報告書、それから冊子資料の号などの資料が入っております。なお、手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業の意義と今後の課題につきましては、これの基になった報告書、200ページぐらいのものがございますので、こちら希望される方は、後で事務局のほうにお申し出くださるようお願いいたします。皆様方、資料はお手元にありますでしょうか。それからもう一点、会議の進行につきまして、お願いがございます。本日手話通訳の方に入っております。そういった関係もでございますので、発言をなさる際には、どなたが発言されているのかということを明確にする必要がございます。挙手をしていただいて、お名前を名乗っていただいて、どなたが発言されるのかということが、きちんと皆様に分かるようになってから、発言をいただくようお願いいたします。あと、手話の方に、手話通訳の方に通訳していただいておりますので、はっきりとあまり早口にならないような発言についてもご配慮いただくようお願いいたします。それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、本日の会議の主旨、それから今後のスケジュール等につきまして、まず事務局のほうから説明をさせていただきます。

(日野) 皆さんこんにちは。障がい福祉課長をしている、日野と申します。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。座って失礼いたします。私のほうからは、会議の主旨、そしてあとスケジュール等の説明をさせていただきたいと思っております。この研究会の経緯、そして主旨、でございますけれども、先ほど副知事のほうから少し、ご説明がありましたが、もともと鳥取県は、平成20年が将来ビジョン、におきまして、手話はコミュニケーション手段だけではなくて、言語として一つの文化を形成している、という位置づけを行って参りました。そして平成22年ですかね。あいサポート運動を始めた、ということで、かなり先進的な取り組みを進めているところでございます。こういう状況でございましたところ、今年の1月の末に、日本ろうあ連盟の事務局長の久松さんです。それと日本財団の方が、知事を訪問して、ろうあ連さんのほうは、手話言語法の制定を求められておりますけれども、なかなか進まないということもございまして、鳥取県のほうにも、条例化の要請がございました。そういう要請があったのと、あと鳥取県としてのこれまでの取り組みを踏まえて、手話言語条例の検討を進めてはどうかという今段階になっているということでございます。そして、手話言語条例につきましては、まだ全国的に施行されているような条例はございませんで、私どもも、多分、悩みながら、右に行きながら左に行きながら、いろいろな模索をしながら、多分制定を目指していくことになると思っております。そういう意

味で今日は、第1回目の会議と。研究会ということですので、皆様方から率直なご意見を是非いただきたいというふうに思っているところでございます。今後の今考えているスケジュールのお話をさせていただきますと、来年、仮にですけど、来年度実施をしていくという話になりますと、ある程度の段階で、大体意見を集約していくという作業が必要になって参ります。ですので、今のところ考えていますのは、今年の秋ぐらい、10月ぐらいに大体の意見をいったんまとめさせていただいて、それを県のほうにいただきまして、それを基に県のほうで、条例化の作業を進めていくと。その条例案を基にまた皆さんで少し議論をしていただいて、鳥取県らしい手話言語条例、というものの制定に繋げていければというふうに、思っております。あと鳥取県、先ほど申しあげたようなあいサポート運動とか、さまざまな取り組みやっておりますので、そういったものを含めた、鳥取県らしい、全国初の条例にしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

(荒田) それでは続きまして、第1回目になりますので、皆様初めての方も、いらっしゃいますので、委員の皆様、オブザーバーの方、それから事務局の、自己紹介をしたいと思います。ここでちょっと一点訂正をさせていただきます。皆様にお配りした配席図なんですけれども、少し訂正がございます。この中で、全日本ろうあ連盟の西滝理事様と中西監事様、それから、手話サークル星見代表と県社協の小林部長様、ここを、席を入れ替えさせていただいております。手話通訳がしやすい形にということで、窓側のほうの、上座のほうから、石橋様、戸羽様、中西様、西滝様という形で、並んでいただいております。その点、訂正をさせていただきますので、ご了解ください。それではお一人ずつ、自己紹介をいただきたいと思っておりますけれども、石橋様のほうから、順番にお一人ずつお名前と自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

(石橋) 皆さんこんにちは。コミュニケーション支援センターふくろうの、センター長をしております。名前を石橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(戸羽) 鳥取県ろうあ団体連合会の理事をしております。名前を戸羽伸一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(中西) 皆さんこんにちは。滋賀県から、本日参っております。中西と申します。一般財団法人全日本ろうあ連盟の監事をしております。どうぞよろしく願いいたします。

(西滝) 皆さん初めまして。私は中西さんと同じく一般財団法人の、全日本ろうあ連盟の、教育文化委員会の委員長をしております。西滝と申します。本日、大阪から参りました。本職は相談支援専門員といたしまして、障がい者の支援センターの中で、職をしております。どうぞよろしく願いいたします。

(富田) 皆さんこんにちは。鳥取市障がい福祉課長をしております。富田恵子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(鎌田) 皆さんこんにちは。私は北栄町福祉課の課長の鎌田と申します。よろしく願いいたします。

(山本) 皆さんこんにちは。私の名前は。

- (荒田) ちょっともう一度。もう一度最初から。
- (山本) 皆さん、こんにちは。私の名前は山本です。どうぞよろしくお願ひします。
- (後藤) こんにちは。鳥取聾学校の校長の後藤です。4年目になりました。よろしくお願ひします。
- (鳴原) 全日本ろうあ連盟の鳴原と申します。よろしくお願ひいたします。
- (諸家) オブザーバーで参加させていただいています。鳥取県ろうあ団体連合会の諸家と申します。よろしくお願ひいたします。
- (荒田) それでは今度は、星見様のほうからお願ひいたします。
- (星見) こんにちは。鳥取県手話サークル連絡協議会、会長をしております。名前は星見といいます。よろしくお願ひします。
- (小林) 皆さんこんにちは。鳥取県社会福祉協議会の地域福祉部長をしております、小林といいます。どうぞよろしくお願ひします。
- (相澤) 皆さんこんにちは。鳥取大学地域学部地域政策学科、准教授を務めております相澤と申します。よろしくお願ひいたします。
- (今西) 皆さんこんにちは。今回、あいサポーターメッセンジャーの代表をさせてもらっています。今西といいます。本業のほうは、西滝さんと同じように、障がい者の地域生活支援センターで相談支援専門員をしております。よろしくお願ひします。
- (大谷) 皆さんこんにちは。鳥取商工会議所の専務理事、大谷と申します。この4月1日から今の職場に就いております。まだ3週間経ったところでございます。よろしくお願ひいたします。
- (石井) 皆さんこんにちは。今回、鳥取県と一緒に事務局を務めさせていただくことになりました。日本財団公益ボランティア支援グループ長の石井靖乃と申します。よろしくお願ひいたします。
- (高橋) 同じく日本財団で聴覚障がい者支援を担当しているチームの、チームリーダーをしております高橋と申します。よろしくお願ひします。
- (日野) さっきちょっとあいさつさせていただきましたが、県の障がい福祉課長の日野と申します。私も4月1日に障がい福祉課長になりまして、今皆様のあいさつを見ながら、手話を勉強しなきゃいけないなと思っております。よろしくお願ひいたします。
- (荒田) 失礼します。障がい福祉課課長補佐の荒田と申します。本日進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- (秋本) こんにちは。障がい福祉課で係長をやっております秋本といいます。よろしくお願ひします。
- (竹本) 皆さんこんにちは。私の名前は竹本です。よろしくお願ひします。
- (荒田) それでは、続きまして、この研究会のまず最初ですので、座長の選出をさせていただきたいと思ひますけれども、座長の選出について、事務局のほうからは、何かご提案というのはございますでしょうか。
- (日野) 事務局といたしましては、県の社会福祉協議会の小林部長になっていただけたらどう

かとというふうに考えておりますけれども、皆様方いかがでございますでしょうか。

(荒田) では、皆様ご賛同をいただいたということで、じゃあ小林部長様、よろしいでしょうか。それでは、前の席、座長の席ということで、少し移動していただいてよろしいでしょうか。それではここからは、小林部長のほうに進行をお願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

(小林) それでは、ご指名でございますので、私が進行役を務めさせていただきたいというふうに思います。この研究会の委員をお引き受けするにあたりまして、ちょっとだけ勉強をさせていただきました。その中で、全国のろうあ連盟のほうで、手話言語法を制定することの意見書、というのを出されています。私はその中に書かれている文章でとっても印象に残ったことがありますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。聞こえないということは、聞こえる人が当たり前に行っている、音声言語のコミュニケーションをすることが、難しいという意味なのです。人と繋がり、学校で学び、家庭や職場、地域で人間関係を築いて、役割を果たしていくためには、断片的なコミュニケーション方法ではなく、言語が必要です。ろう者の場合には、100%認識できる言語は、視覚機能を利用した言語である手話であり、ろう者が人間として、基本的人権を保障されるために、言語として、手話を使える環境が、公的に整えられていくことが求められます、と書いてあります。本来はこうした環境整備は、日本国政府が、率先して行うべきものだと思います。国連の権利条約をまだ日本は批准をしておりませんので、その国内法の整備、という意味でも、その課題の一つが、手話言語法かと思いますが、中央政府ではまだそこには至っておりませんので、この鳥取県で、県の条例という形で、先鞭を付けていくことができれば、大変すばらしいな、いうふうに思っておりますので、そういう意気込みで、皆さんの忌憚のないご意見がいただければ、大変ありがたいと思います。それでは、次第に基づきまして、進めさせていただきますが、まず最初に、鳥取県の、意思疎通支援事業等の現状について、事務局から説明をお願いします。

(秋本) 事務局の秋本です。説明をさせていただきます。鳥取県の意思疎通支援事業の現状について、ということですが、資料について、一通りざっと、説明をさせていただこうと思います。資料の1ページから7ページにかけまして、4月11日の、知事定例記者会見の内容を添付しております。この日の記者会見では、手話言語条例の検討を始めるということと、この研究会の立ち上げを発表したところがございます。条例の内容に関する発言としましては、4ページ、資料の4ページの1段落目の所に、手話を言語とすることをルールとして考えようということと、それから2段落目のところで、手話言語が使いやすい環境作り、というのを社会全体で進めていこうと。といった発言がありました。次に8ページから、11ページにかけまして、鳥取県の将来ビジョンを付けております。11ページの⑤のところが手話に関する記述になっております。手話がコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者等の確保・スキルの向上を図る他、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話を必要とされる方が、日常生活を送るうえで、十分なサービスを受け、再び参画ができる環境を整備し

ます、といった内容でございます。次に12ページから鳥取県の意思疎通支援事業の現状について、というところでございます。1として、挙げてますが、障がい者基本法に手話を言語として認める条文が追加された、ということでございます。それから2としまして、地域生活支援事業の中に、意思疎通支援事業が位置づけられておりまして、手話通訳者の設置派遣事業ですとか、聴覚障がい者相談員設置事業ですとか、といったものを鳥取県で実施をしているということです。次に3としまして、平成24年の6月議会から県議会の本会議の中継映像の中に、手話通訳の映像を挿入するようにしているということを紹介させていただいております。それから次の、13ページの4としまして、あいサポート運動の取り組みを紹介しております。平成21年の11月から鳥取県初として、取り組んでおります、あいサポート運動ですが、鳥根県や広島県にも連携を今行われておりまして、あいサポーターという人、が平成25年の3月末で、12万人を超えているという状況でございます。このあいサポーターになるために研修を普通は受けるんですが、その研修の中では、簡単な手話講座も盛り込んで、研修を行っているというところがございます。それから、項目の5は課題として、聴覚障がい者情報提供施設がまだ未設置であるということ。それから、意思疎通支援事業の地域間格差の問題などを示しております。地域間格差については、都道府県間での違いも問題になっているところだという指摘もあります。それから、18ページから、外国で制定されている手話関係法令を付けております。フィンランド。フィンランドでは、憲法17条において、手話を使用する人の権利が保障されているという条文がございます。それから、付けておりますニュージーランドとハンガリーでは、いわゆる手話言語法が制定されているところがございます。ニュージーランドにおいては、20ページ、7条というところで、法的手続きにおいて、手話を使用する権利が保障されているといったところが特徴と思われまます。ハンガリーでは、22ページ、23ページ辺りに、教育の分野における手話に対する規定が設けられていると。そういったところがございます。最後に26ページ以降が全日本ろうあ連盟さんの方で手話言語法制定推進事業報告書というのを作っておられまして、その中で、日本手話言語法案ということで、考えられた案を添付しております。この案の中でも、教育でありますとか雇用以下、放送、文化、など多岐にわたる内容が定められているといったところがございます。資料の説明としては、以上でございます。

(小林) 今、意思疎通支援事業等の現状につきまして、事務局から説明がございました。今の説明につきまして、何かご質問なりご意見がある方ございましたら、挙手をお願いします。特にごございませんでしょうか。はい。

(西滝) 全日本ろうあ連盟の西滝です。少しお話をさせていただきたいと思っております。手話については、全日本ろうあ連盟の一番大切な話になっています。ろうあ連盟が生まれましたのが、財団法人として認められたのが昭和22年になります。もうかれこれ65年間、50年、65年間になります。その間、一貫して手話コミュニティー、手話コミュニケーションの保障、手話のコミュニケーションを保障する。それについての制度を確立していく。そのような運動をこの間、通してやってきたわけです。65年のうちの、この10年、今の10年は、私は勝手に手話の10年という言葉をつけてお話をしているんですけども、なぜかといいますと、私たち

の取り組みの成果といたしますか、2003年に、国連アジア太平洋の理事会の中ですけれども、その中で、ろうあ連盟をはじめとする世界ろうあ連盟の提案で、手話は言語であるという考え方が採択されました。それが、2006年の国連の障がい者権利条約の中で、はっきりと組み込まれました。そして2011年わが国で、障がい者基本法改正にあたって、手話は言語であるという文言が盛り込まれたと。長い取り組みの積み重ねの中で、一步一步進んできました。10年目、2003年から数えた今年、2013年、鳥取県で手話に関する条例を考えていこうという取り組み、まさに10年の締めくくりにふさわしい取り組みであると、全日本ろうあ連盟としては、本当に小喜びどころか大喜びをしております。鳥取県の皆様の温かい取り組みの賜物であると感じておりますので、全日本ろうあ連盟として、厚く御礼を申しあげたいと思います。また手話言語法につきましては、全日本ろうあ連盟だけの力では難しいということがあります。それによって日本財団の方々、本当に積極的にご協力をいただいております、あらためてこの場でも、また、鳥取でもそしてお世話になれるということで、本当に心強く、感謝を申しあげたいと思っております。あいさつみたいになりましたけれども、65年の歴史の、なんと言いましょうか、本当に今いい時期にいるということが、もう一つ言いたいたいところです。ぜひ皆さん、いい条例を作っていただきたいと思っております。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。それでは、ここから意見交換という時間にさせていただきますと思います。この手話は言語である、ということと同時に、こういうそういったものを条例化するというはどのようなことなのか。といったことも含めて、今日は特にテーマを設けなくて、自由に委員の皆様のご意見をいただきたい、というふうに思っておりますけれども、どうしましょうか。それにしましても、まずは当事者の皆さんの思いというか、そういったところを、まず最初に私たちがお伺いするというので、進めていけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。そうしましたら、今、全国のろうあ連盟の西滝さんからの少し思いが、お話がございましたけれども、同じく中西さんいかがでしょうか。

(中西) そうですね。思いというよりも、初めてですので、ちょっと緊張しております。申し遅れましたが、私、本職は滋賀県立聴覚ろうあセンターの人材養成の担当をしております。それに加えて、生活相談の担当もしております。5年前に、全国手話研修センターというところ、7年間勤務しておりましたけれども、その間、人材養成の現状、全国各地、共通の課題が、見ることができました。手話を学ぶ方たちがなかなか増えないということが、まず課題として一つあります。それともう一つは、手話通訳者が、なかなか増えていかないという状況が、これは全国共通の課題として、大きな問題を抱えています。その上で、一番困っていることは、手話を教えるという役割の講師が、講師の養成が、非常に十分ではないということ。その中で養成事業をしてかなければならないという現状が、全国共通の課題として挙げられていました。そのようなことを承知の上で、この鳥取県でも講師養成のほうも課題として含められているだろう、そのことも含めながら、検討を重ねていくべきだと思っております。そしてまた事務局からご説明がありましたけれども、ちょっと分からない部分がありました。あいサポートメッセンジャーというところですね。手話啓発活動というものもやっているということのようですけれども、具体的にどのような啓発活動をされているのかをお

話を伺えたらと思っています。そしてもう一つ、鳥取県のろう学校の子どもたちの様子、お話しただけなら幸いです。その辺り含めて、また意見を出させていたいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(小林) はい。ありがとうございます。今、中西さんから少し質問も出ましたので、まず事務局のほうから、あいサポート運動について、少し説明をいただけますか。今日の資料にも入ってますね。

(荒田) それでは、障がい福祉課の荒田です。あいサポート運動について、少し説明をさせていただこうと思います。お手元の資料の17ページをご覧ください。障がい福祉課長の説明でも少し触れましたけれども、あいサポート運動というものを鳥取県初の取り組みとして、平成21年度から、始めております。簡単にこの運動の説明をさせていただくと、障がいにはいろいろな種類がございます。それぞれ、特性とか、困っていること、配慮の仕方、いろいろ違ってまいりますので、多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そういう障がいのある方へ必要な配慮などを、多くの方に理解をしていただいて、日常生活で障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助けを実践する、こういうあいサポーターを増やして、地域で実践をしていただくことによって、障がいのあるなしにかかわらず、皆が地域の中で暮らしていける、そういう社会を作っていこうという運動でございます。このあいサポーターになっていただくための研修をやっておりまして、その中で、簡単な手話講座をしております。なぜ手話に取り組んでいるかということを行いますと、将来ビジョンの中で、取り上げているように、手話について広げていく必要があるというふうに考えているところでもありましたし、また障がいのある方が困ってらっしゃることで、どんなことをすれば、少しサポートになるのかという点でも、手話というのは、取っ掛かりやすいというようなこともありましたので、研修の中で、本当に簡単な手話ですけれども、あいさつですとか、自己紹介とか、そういったことについて、10分程度になりますが、受講された皆さんと一緒にやってみるということをやっております。実は、私も職員向けの手話講座を昨年度受講いたしましたし、そういったことをやって分かることといえば、やはり簡単なあいさつだけでも、知ると知らないとは、大きく違いますので、それを知ることによって、手話を使われる、ろうあ者の皆さんと、接するときのハードルがかなり下がる、というふうにも思いますし、いろいろな場面で、手話を使っているところに興味関心を持つことができますし、まずは知っていただくという点で、簡単な手話講座ですけれども、継続してやっているところがございます。以上、簡単にあいサポート運動と手話講座について、説明をさせていただきました。

(小林) はい。ありがとうございます。中西さん、今の説明でよろしいでしょうか。

(中西) 最後、質問のほうをさせていただきたいと思います。

(西滝) 全日本ろうあ連盟の西滝です。実はあいサポート運動なんですけれども、3年前だったでしょうか。内閣府の制度改革推進会議の、総合福祉部会というものがあったんですけれども、それに私メンバーでおりまして、その時に、鳥取県の南部町長の坂本町長様とご一緒させていただきました。委員が55人いたんですけれども、坂本町長が、あいサポート運動について、説明をされまして、みんなで大変驚いたことがあったんですね。一般的には啓発と

というのは、何か一方的に宣伝するだけというスタイルですけれども、例えば企業を会員として迎えて、研修されたり、目標を高く持たれているというところを聞きました。今お伺いしますところ、会員数12万人を超えているということで、また企業数500社ということですね。私、大阪の大都会に住んでいますけれども、12万人も会員になっているということが、まったく想像ができませんで、500社も、会員として登録されているということも、まったくイメージが沸かないぐらいの数だと思いました。なぜ鳥取県がこのようなことができたのか。やはり非常に不思議な気持ちなんですけれども、なんで鳥取県がそういうことがスタートできたのか。その辺りがきっかけといいますか、狙いといいますか、もうちょっと、お話がいただけたらまた参考になるかなと思うんですけれども。

(小林) 今の数字については、若干説明が必要かも知れませんですね。よろしくお願ひします。

(荒田) それでは、障がい福祉課の荒田です。数字について、資料の17ページのほうに、あいサポーター数12万人を超えておりますというのを、1の(2)のところで書いておりますけれども、実は鳥取県は3万8,839人ということで、半分にもちょっといっておりません。島根県・広島県と連携をしておりますして、この大部分の数は広島県の人数になります。鳥取県も、人口の割にはがんばっているほうだとは思いますが、数字としては、そういったところなんです。この運動がどうしてこう広がっているかということは、例えば実際に取り組んでいらっしゃる今西さんのほうから、ご説明をいただくと分かり易いかなと思うんですけれども、よろしいですか。どういったところが受け入れられているのかというところがもし、実際に研修などをなさっているところで、感じていらっしゃるがあれば、お願いいたします。

(今西) では、今西です。日々、あいサポーターとして活動しておりますが、これDVDを鳥取県版として作成しました。見られた方、実は私のほうも、出演させてもらっているんですが、鳥取県に住んでいる当事者の方、13障がい、16、細かくすると16ぐらいあるんですけど、この障がいの方々、ご本人さんに登場されて、どういうものなのかというふうに説明をされていて、とても分かりやすいDVDになってます。そういう、目で見ると、耳で聞く、とても分かりやすい。一般の方も見ても、本当に座学で難しい勉強をするのではなく、いろんな障がいがあるんだ、ということが、本当に分かり易く説明されているDVDだと思います。なので、私のほうで、県はそれこそ企業さんだとか、一般の大きいところにされていくんですけども、私のほうでは地域の人権学習であったりとか、そういうような自治公民館。小さいコミュニティーに、それをしていくというようなことができてます。なので、実際、活動ですが、受け入れやすく、少しずつでも進んでいるというような現状だと思います。それと、もう一つ手話のほうですけども、県のほうで、これをするにあたって、DVDと、それがきちんと説明されている冊子、それから手話に関しては、写真やチラシのほうも、きちんと配ることができてます。なので、それを見ながら、一緒にするというので、後で振り返りもできるというような資料も作ってくださっていて、分かり易いものになってます。すいません。説明というか、なっているかどうか分かりませんが、以上です。

(小林) はい。ありがとうございました。今、ご発言をいただいた今西さんは、あいサポート  
メッセンジャーということですが、そのあいサポーターを養成する、講師活動をされる方を  
メッセンジャーと呼んでいるんですね。はい。ありがとうございます。はい。どうしましょ  
う。それでは、続きまして。

(西滝) ちょっとよろしいでしょうか。

(小林) はい。どうぞ。

(西滝) あいサポーターになるために、お金は必要なんでしょうか。会員料、登録料とかその  
辺り教えていただけますか。

(小林) はい。それでは事務局のほうからお願いします。

(荒田) 障がい福祉課荒田です。まったく会費とかは必要ございません。

(西滝) 紙に書いて出せば登録。

(荒田) あいサポーターになるには、2通りございまして、あいサポーター研修を受講してい  
ただく。または、受講しないでも、ご自分であいサポーターになって、そういう実践活動  
をするという意欲のある方は申し出ていただきましたら、あいサポーターになっていただい  
ております。そういった方が、12万人いらっしゃるということになります。

(小林) ということで、その研修を受講すると、このバッチがいただけるということですね。  
はい。はい。どうぞ。

(後藤) 先ほど中西理事のほうから、豊学校の現状はどうなっているかといったことがござい  
ましたので、少し鳥取ろう学校の説明をさせていただきます。本校は、103年目になります。  
幼児・児童・生徒ですけれども、本校が23名、米子のほうに、ひまわり分校という分校がご  
ざいます。そこは幼稚部から中学部までですけれども、13名の子どもたちが学んでおります。  
特色と言いますと、本校に聴覚障がいの教員が、今現在4名おります。それと、非常勤です  
けれども、業務補助という形で、聴覚障がいの2人、業務補助の仕事をしていただいております。  
その4名の教諭ですけれども、幼稚部・小学部・中学部・高等部、それぞれ1名配置  
しまして、職員室でも、先生も手話を使いながら、教諭とコミュニケーションを取っており  
ます。子どもたちですけれども、幼稚部はすぐ手話は難しいようで、これはあまり全国的で  
はないのですけれども、キュードサインというのを使っております。例えば、これがあ・  
い・う・え・お。それからこれで、か・き・く・け・こ、いわゆる、母音を、母音と子音を  
ここを押すと、これがあいになります。ここがか行ということですね。こういうのを幼稚部  
ではこれを使っております。小学部になると、キュードと手話を交えながら、やっております。  
中・高になると、今度は手話で授業をやっております。今回で17人の先生が新しく変わ  
りましたので、新しく来た先生には中心となって、年9回手話の学習会を行っております。  
諸家さんに講師になっていただきまして、1時間ちょっと手話の勉強会をしております。毎  
週金曜日にPTAのほうで、手話の学習会を年30回やっておりますので、そちらのほうにも、  
空いた教員は出かけて行って、手話の勉強をしております。1年もすれば、手話も見違える  
ぐらい、上手に使えるほど、上達してきます。毎日、手話を使っておりますので、先生も習  
得が速いということでございます。それから子どもたちも以前は、就職、高等部を卒業した

ら就職が多かったんですけども、最近では、私4年目になるんですけども、8割以上、大学進学に向かっております。今年も二人ほど進学、二人卒業して、二人共進学いたしました。最近、国立の筑波技術大学というところがある。そこに、今年と2年前と2名合格しておりますので、学力的にはかなり高いものを保っております。それも手話で、研修を取り入れながら勉強をすると、学力がついてきているのかなと思っております。次に特色として、地域支援部というのがございまして、いわゆる幼稚園より下、今0歳児、6か月ぐらいから、聴覚障がいタイプと分かりますので、そういう子どもたちか保護者、それから5歳までの支援、教育相談を本校でも行っています。それでそのまま、小学部に入っていたり、地域の小学校に出かけたりというふうな子どもがございまして、そういう地域の小学校に行っている子どもたちに対しても、本校がセンターという機能で、出かけて行って、取り出して、その子を指導したり、それから教育相談をして、そういう子たちにも支援をしております。また地域の中学校とも交流しておりまして、この前も中学部の生徒が、中学校に出かけて行って、1年生に手話、1年生対象に手話の、交流、勉強会をした、というようなこともございます。それから地域支援で、小学校に出かけている教員が、要請があれば、小学校で手話の勉強会をしたりというようなことも、今進めているところでございますので、またこの条例ができることによって、ますますこの手話についても、本校として意義が、大きいものがあるかなあと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ではありますが、また何かありましたら、いくらでも。見に来ていただくのが一番、いいと思っておりますので、見に来て大丈夫ですので、見に来てください。

(西滝) 生徒数は。

(後藤) 幼児・児童・生徒で23。

(西滝) 分校は。

(後藤) 分校が、13です。少し年々、減ってきていますので、生徒数が。

(小林) 豊学校の子どものたちの様子について、ご報告がありました。よろしいでしょうか。  
はい。どうぞ。

(石橋) コミュニケーション支援センターふくろうの現状につきまして、そして課題についてお話をさせていただきたいと思っております。資料の15ページをご覧ください。私どものセンターは鳥取県から、また市町村から委託を、委託事業を受けておりまして、実施しております。事業内容は、手話通訳者派遣、手話通訳派遣と言っても、個人から依頼を受けて対応する。これは窓口が市町村になるものなんですけれども、そして別に県から手話通訳の派遣事業も請け負っております。内容的には、団体からのご依頼ですとか今日のような会合に、手話通訳が必要な場合に派遣の要請があったら、派遣があれば調整をするんですけども、これは県からの委託ということで実施しております。あと他に市町村窓口・市町村事業としては、個人からの依頼があったものに対して、派遣をする事業をしています。そのセンターを設立しましたのが、平成18年で、現在7年目に入るところです。聴覚障がい者のニーズが、18年度から昨年度までに比べると、やはり毎年100件ぐらいの数で増え続けております。原因としては、聞こえないことに対する理解がなかなか広まりきれていないということ。そし

て、聞こえないということで、抵抗感があるという期間が長い間ありました。特に世界ろう教育会議の中で、1880年のミラノ会議があった時には、口話教育は手話を使ってはいけないという、手話は禁止され、口話教育一本でいくという、そのような採択がされた影響を受けまして、2010年までの長きに渡り、手話を使って教育をすることを認められなかった時代が130年間、非常に長い期間、口話教育が主流で進められている歴史があったんですね。口話教育というのは、口の形だけを読み取る教育方法なんですけれども、私たち、先輩にあられる聞こえない方たちは、非常に十分な教育を受けきれずに、成長するしかなかったというその結果から、読み書きが苦手な方が非常に多くいらっしゃいます。そのために、この社会は、音声言語社会で成り立っていますので、日本語中心で、社会が成り立っているんですね。その関係で、手話に対する理解、また聞こえない方たちを押しえつけられるような、立場があまり強くない、環境がありました。話したくても、情報が知りたくても、その気持ちが達成できないという長い歴史の中で、特に介護保険事業ですとか、また地域福祉事業の中で、最近であれば、地域活動センターですとか、就労継続支援B型・A型というさまざまな施設がありますが、本当に障がい者を幅広く受け入れるという施設が増えてきています。ですけれども、言語の違う聞こえない方たちが同じ場所に集まっても、手話が分からない方たちの中に入るわけですね。聞こえない方たちにしてみれば、やはり壁にぶつかるという状況が課題として、出てきています。特に知的障がいを併せ持つ聞こえない方たちの場合は、手話を使ってコミュニケーションをしたくても、行き場がないという現状があるわけです。聾学校を卒業後、知的障がい者施設に入って、そのままになっていらっしゃる。そしてコミュニケーションを取れていない環境の中で、せっかく覚えられた手話も忘れられてしまうという、聴覚障がいのある重複の方がいらっしゃいます。そのような方たちを私どもが実施している生活支援事業の中に、お誘いをして、少しずつではありますがありますけれども、ご自身の言葉が出だすようになってきています。やはり、条例を通して、このような方々お一人お一人の、人間として輝ける場所、そのような形が、できればいいかと思っております。それが一つと、そしてもう一つ、先ほど言いましたけれども、手話通訳の依頼の数が非常に多いんですが、手話通訳者の人数が足りていません。こういうような方たちが社会参加が広がれば広がるにつれ、手話通訳のニーズが高まっていき、専門的な知識も求められます。そういう状況が、ただ派遣するだけという状況にもなってしまいかねません。先ほど校長先生のお話もありましたけれども、ろうの教員が増えるということは非常に喜ばしいことではありますけれども、研修会で非常に知識の専門性の高い内容に、手話通訳者が行く場合に、なかなかその知識を伴っていない手話通訳者、その専門の手話通訳者ではありませんので、なかなかろう教諭にも十分な情報が伝えられているかどうかという課題も出てきて参ります。やはり専門性に沿った手話通訳者を増やすということも、今後の課題になるのではないかということも挙げられます。今回、条例が制定されるということで、県知事が公言されました。非常に私たち聞こえない者として、長い間の歴史の中で、聞こえないということで、非常に手話自体、聞こえない私たち自身も、さげすまれた時代をみれば、非常に誇らしい出来事だと思います。今お気持ちをお話しさせていただきました。ありがとうございます。

(小林) はい。ありがとうございました。手話通訳者の人数を勘案し、専門的な手話通訳者の養成も、必要だということでございます。県のろうあ連盟の戸羽さん、いかがでしょうか。

(戸羽) 改めまして、鳥取県ろうあ団体連合会の戸羽と申します。手話言語条例が制定されるということで、私としても、また聞こえない私たちすべて、喜びと期待に満ちています。先ほど石橋のほうからも話がありましたけれども、その昔、ろうあ者の私たちは、手話というものの自体、社会に多く広まるということがありませんでした。手話が何か分からないという時代の中で、厳しい、ろうあ者にとっては、厳しい経験を多く強いられていた長い歴史でありました。例えば、私の小さい時で言えば、聞こえる方と会うと、手話、なんとか、うまくはないんですが、聞こえる方たちが、なんとか身振り手振りで話してくれたことを、今でも覚えています。決して上手ではなかったですけれども、なんとか身振りをしてくれることで、非常に分かったということを経験しているんですけれども、どなたかが言われました手話が上手だけではなく、聞こえない人たちの理解はどうかという話を、言われた方がいらっしやいましたが、その時は、その当時は意味が分からないことだったんですけれども、今大きくなって、手話がコミュニケーションで、通じればいいんですけれども、聞こえない私たちの生活の不便さは何かと考えた場合にやはり、思いを伝えることができないということが、あるんですね。思いを伝えられなければ十分に社会で生きていくことができないという現状があります。そのような中で、私のほうは、卒業後、いろいろな厳しい現実と直面して参りました。いろいろ今思い出してみますと、一番ショックだったのは、町の中で歩いていたところ、知らない方に声をかけられたんですね。何を言っているかも分からなかったわけです。ちょっと自分は分かりませんと言うと、それで立ち去られてしまいました。そういうことが何度かあったんですね。やっぱり聞こえませんがコミュニケーションが取れません。なぜだろうと考えたんですけれども、昔は厳しい現状がありましたけれども、私たちの運動の成果で、ろうあ運動の中で、手話を広める。聞こえない方たちがどういう方たちなのかを言うことを広めて参りました。そのような活動の中で嬉しかったことも一つあります。あるお年寄りのおばあさんが歩いていた時に声をかけてこられたんですね。私は耳が聞こえませんが、また立ち去られるのだらうと思っていたんですね。そうしましたら、そのおばあちゃん、身振りで、話をしてくださいました。このようにするんですね。多分病院だらうと。駐車場のしぐさをされましたので、病院はここでああですよという話をしたら、お辞儀をされて、歩いて行かれたんですね。そのようなコミュニケーションが取れたということで、非常に私はその時感動したんです。どなたが教えられたかどうかわかりませんが、聞こえる聞こえない関係なく、同じ立場で、共に生活ができた、できるということが、非常に私自身すばらしい体験だったと思います。手話が言語と認められて、更に、県民皆様に手話を広める。そして同時に聞こえない方たちの理解を深めていただくという非常にいい機会になると思います。また、条例を作ることで、教育場面も小さな子どもたちから、聞こえないということがどういうことなのか。そして手話に、学ばれるということも現実的になります。手話での教育を受けて、手話の教育を受けて、手話という言語を学ばれて、魅かれて、そして将来通訳者を目指すという方も増えていっていただければ、私たち聞こえない者としては、

非常に喜ばしいことだろうと思っております。ぜひ条例づくり、皆さんと共に全国で初めての取り組みだと思えます。ぜひ成功して、そして全国にそれを発信して、国の手話言語法制定に向けていけるように、皆さんと一緒にがんばっていきたいと思えます。

(小林) はい。ありがとうございます。当事者の方からいろんな思いを今伺いましたんですけども、その他の委員の皆さんで、今のお話から気づかれたこととか、あるいは、逆に質問をしてみたいこととか、今日のテーマになっております、手話は言語であるということについての、質問でも結構ですし、なんでも結構ですので、他の委員さんからいかがでしょうか。はい。どうぞ。

(後藤) 養護学校の、今の戸羽さんの話に関連することですけども、本校を創立した遠藤董先生という先生が言われた言葉なんですけれども、視聴は、見たり聞いたりすることは、ただ真心を持ってする、という言葉が残されました。本校の玄関の中に、碑が立ってそう書いてあるんですけども、いわゆる見たり聞いたりすることは、真心を持ってすれば、心を開いてくれると。見えない人や聞こえない人に真心を持って接すれば、心を開いてくれるということを言われてまして、私はいつも新しく来た先生にその言葉を話をします。一所懸命に伝えようという気持ちがあれば、子どもたちも分かってくれるんだということですね。そういう私たち、そういう態度で、今のまさしくさっきのおばあさんの話ですね。一所懸命伝えようとする気持ちがあってこそ、初めて伝わる、ということなんですね。そういう気持ちがないと、やはり、伝わらないということがとっても大事なことで、やっぱりすばらしい、やっぱり、遠藤先生というのは、55歳で校長を辞められてから、新しく自分のお金の全財産を注ぎ込まれて、ろうあ学校を作られている。更に、すぐ隣の県立図書館も作られている。それから女子高も作られた。非常にすばらしい先生。そういう先生の思いというのは、すばらしいなということをおっしゃったことと同時に一緒にですね、お話させていただきました。

(小林) はい。ありがとうございます。さあ、あの、どうぞ。どんな事柄でも結構です。他の委員さんいかがでしょうか。

(中西) 一般財団法人全日本ろうあ連盟の中西です。いろいろなお話をお伺いしました。ありがとうございます。もう一つ、手話サークルの現状もお話いただきたいと思うのですが、手話講師養成講座が開講して学ばれた後、手話サークル活動をしていただくというような形になっていると思いますが、それは全国的なやり方でしょうか。滋賀県についても手話講座を学ばれた後、手話サークルの方に入って、受け皿的な形になっているんですけども、なかなかスムーズにいったいないという課題を抱えています。鳥取県全体的に手話サークルの状況いかがでしょうか。課題はどこにあるのかお話しいただけたらと思いますが、よろしく願います。

(小林) はい。じゃあ星見委員さんほうから、よろしく願います。

(星見) 手話サークルの一応代表として、この会に参加してますけど、私が手話を始めたというのは、個人的に、私は若いころというか前は、看護婦の仕事をしてました。その時、昭和四十何年だったか。病気の、かなり状況が進んで、重くなって、聞こえない人だけど、自分

で手話表現が難しいというふうな状態まで、病気が重くなってた人なんです。それで先生の診察、いろいろ検査の結果で、あと1か月ぐらいいなくなって先生は言われたんです。その時に普通の私たち、聞こえる、普通の皆さんは、あと1か月ぐらいいと先生から言われたら、想像ができますね、皆さんは。だけど、聞こえないの、奥さんは。えっ1か月ぐらいいしたら、じゃあ病気は治るんか。元気になるんか、というふうな考えがあって、あっ、これって不思議だなんていうふうに、思ったんです。それから奥さんにいろいろ聞いて、筆談と、私が筆談する、奥さんが手話を教えてくれるという状況の中で、少しずつ手話を覚えてきました。まずあいさつ。それからありがとうとか、それからぼつぼつ覚えてきて、そういう私たちの状況を見たご主人が、1か月ぐらいいという状態だったのに、看護婦たちもがんばっているという状況を見て、ああ自分もがんばらんといけんていう気持ちを持たれたみたいで、その1か月ぐらいい、この間が、私の病院に来る1か月間の間、それよりもずっと長い間、病気持って、きちんとした手当てを受けることが難しく、コミュニケーションが難しいということで、苦しんでこられた。でも最後の1か月間の見込みだったのが、3か月ぐらいい、元気ではなかった、寝たままだったんだけど、その、状況を見て、私もその時にああやっぱり手話って必要なんだと。それから一人の人を助けるというか、そういう気持ちを持つことができるように、変えたことができたという、自分の気持ちというのが満足というのではなかったんだけど、ああやっぱり手話を続けようという気持ち、それから聞こえない人たちと友達になりたい、とかという気持ちから、そういう人たちが集まって、手話サークル、立ち上げました。だから初めのころは、喫茶店で会って、しゃべりながらコーヒー飲むぐらいいの集まりだったんだけど、やっぱりきちんとした勉強・教育とか、手話を覚えたいという、仲間が少しずつ増えて、で、サークル、立ち上げました。今年で、私が立ち上げたサークルは、40周年になります。40周年続いたという意味というのは、聞こえる私たちだけで活動したと違うんです。やっぱり仲間の中にサークルの会員の中に、聞こえない人が参加してて、一緒に活動することができた。で、聞こえる私たちも聞こえないという意味を理解することができた。だから、健常者、聞こえる者だけで、サークル立ち上げても、多分途中で、そのサークルはなくなっていたと思うんです。だけど、聞こえない人たちと一緒に活動するということによって、聞こえない人たちの立場というのを理解することができたと思います。さっき言われた講習会を終わった人たちが入ってこられる。講習会では、いろいろ新しい手話を学んでおられるんですね。サークルの前、ずっとずっと続いている私たちみたいな会員は、私の場合は、そういう手話を始めたきっかけというのが、ろうの人たちの付き合いの中から手話を始めたので、古い、鳥取での、手話なんです。だから今頃になって鳥取と使われますけど、昔は鳥取、だけで終わったんです。だから新しい手話を学んで、講習を受けられた。終わってサークルに入られる。違うというふうなことがそういう課題、課題というか、そういう問題が時々起きてくる。それから、講習会が終わって、入ってきて、実際にろうの人たちと会話、コミュニケーションしても、私、あの人ろうの人の手話分からん。それからあの人私の手話、これ読み取ってもらえんかったとか、いろいろそういう問題というのはたくさんこの鳥取でも、中国地区で順番に合同というか、手話の研修会を開いているんですが、その場で、

やっぱりサークルの分科会では、やっぱり講習を受けた、入ってきた会員さんと古くから前からなっている、会員との差というか手話の違い、手話もその時代でいろいろ変わってますから、変わってますというか、新しい手話が作られて、私は分からんというふうな手話があったりとかというのがあって、そのサークルの中で、どういうふうに育ててっていうか、活動していくかというのは、これからずっと繋がる課題じゃないかなというふうに思っています。だけど、私のサークル、私のサークルとしては、まず地域に住んでいるろうの人たちと、コミュニケーション。それからお互いに…ながら活動できるサークルというのを目指してますので、目指しているというか、サークルの行事とか、ろう連の行事とかにも積極的に参加しようという考え方。少し前に戸羽さんがお話されたように、手話を勉強する前に、まず聞こえないって何、ということの理解、それを広める必要があると思うんです。それを私もこの前、ずっと前から思っていたんです。一番のがん、と言うか、は、病院だと思っんです。つい少し前も、病院に行ったんです。そうしたら、症状が良くないから、いろいろ、精密検査を受けたほうがいい。やりましょうと先生は言われたんですけど、聞こえない、年がもう90ぐらい、じいさんなんですけど、嫌だと。まず胃のカメラやろうって説明したんです。そうしたら、前にやって、ここが通らなくて難しかったから嫌だ、って言いんさるし。嫌だっ、前にこういう経験があって、嫌って言うておられますけどと言ったら、その先生が何だっって言われたと思います。その先生が言われたのは、僕は、普通の人だったらもっと厳しく言いますよって言って、普通の聞こえるという意味だと思っんです、人だったらもっと厳しく必要、ということ言いますよって言った。先生、言われたんですね。私も先生、普通の人ってどういう意味ですか、と聞こうかと思っんですけど、まあここでそんなことは思っって、やっぱり検査を受けようね、ということで、カメラ受けるように説明。先生が言われた以外のこと、私が前に経験があるから、その人に説明して、検査、カメラを受けることができました。だから、まず思っしたのは、手話の勉強の前に聞こえないということの意味を理解、それを広める必要もあるのではないかなと思っます。なにがあっっているか分からないですけど。

(小林) はい。ありがとうございました。ちょっと、よろしいでしょうか。鳥取県では、手話のサークルというのは、いくつあって、そこに所属されている会員さんというのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

(星見) すいません。鳥取県内には東部とそれから中部と西部、3つに分かれて、活動やっています。私は一応県、ということになっているけれど、私がつかんでいるのは、東部で、今、東部には11かな。サークルが立ち上げられています。その中には、講習会を終わった人たちが、これで終わるのはもったいない。続けたいっていうことで、自主的にやっておられるサークル。それから、公民館活動の一つとしてやっっているというサークルが2つかな。後は、私たちと同じように自主的にやりたいという人が集まって、だから年もばらばらだし、仕事もばらばらだから、なかなか大変ですけど、だから会員もいろいろ、例えばテレビとかで手話に関係するドラマとかがあると、会員が増えるんですね。とか、映画とかがあると。会員がばーっと増えていくんですけど、そのうちさーっとなくなってしまっって、どれくらい、サークル

で手話の勉強したら、映画みたいに手話ができるようになりますか、と聞かれて、いやいやできませんとか、というふうな。

(小林) はい。ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。その他の委員の方、どのようなことでもよろしいですけど。次回以降、少し条例を作るということで考えると、どんな内容を盛り込んでいけばいいのか。そういった盛り込むべき内容、こんなこと必要だよねといったようなことをも含めて、幾つかお考えがありましたら、出していただいたらと思うんですけども。先ほど、手話を教える教員というか、教える人が少ないということもありましたし、通常の生活の中で、手話を使ってコミュニケーションをするという環境のためには、どんなことが必要なのか、とか、最近いろんな災害がありますけれども、災害時の情報、ろう者にとっては、どんな情報の伝達の仕方が必要なのかといったようなことも、テーマに挙がるかも分かりません。そういったことで、少し次回の議論のテーマになるような事柄がございましたら、少し出していただけますでしょうか。

(山本) 教育委員会の山本です。この手話。言語としての手話ということについて、教育現場で、どのように、子どもたちに教えていけばいいのかということについて、少し現状も含めて、お話をさせていただきたいと思います。今、現在では小・中学校、国の定める学習指導要領の中では、手話という言葉は出てこないという現状であります。そういった中で、鳥取県の子どもたちでは、まだ私も全体を把握しているわけではありませんが、この度、こうした研究会に出させていただくということで、少し事例を調べてみたのですが、鳥取市の中で、クラブ活動の中で、手話指導が行われているという例がございます。それから小学校の授業の中には、教科ではなくて、例えば国際理解でありますとか、環境の問題でありますとか、福祉の問題でありますとか、少し横断的なものを扱う、総合的な学習の時間と、いうのが設けられておりますが、鳥取市の城北小学校というところで、その総合的な学習の時間を利用して、耳の聞こえない方々の暮らしでありますとか、手話について知ろうといった学習が進められているといった例がございます。高等学校では、実際に学習指導要領に手話ということは位置づけられておる、等がありまして、家庭総合でありますとか、あるいは教科、福祉という教科の中では、そういった手話のことを学ぶ時間がございます。鳥取県の県下の学校の中でも、6校の高等学校で、この手話について学ぶ時間を設けているということでございます。また岩美高等学校には部活動で、手話部というのがございまして、ここは年間を通じて、ろうあ者の方にお出でいただいて、手話の学習だけではなくて、ろうあ者の方々の生活についても、学んでいると、いうことでございます。こうしたことを踏まえて、さっきの国のほうの法案を見ますと、ここについては、実際に子どもが、ろうあ者である子どもたちに対する教育については、触れられているんですけども、その他の子どもたちに対して、どのように、このことを教えていくかについては、触れられている部分がないということに気がつきまして、この度、県が条例を作るときにそこについてどう扱っていったらいいのかと、いうことについて、少し考えてみる必要があるのかなというふうに今思っているところでございます。

(小林) はい。ありがとうございます。

(大谷) 失礼します。商工会議所の大谷です。私はまだ、日が浅いというか、この団体に来て、日が浅いものですから、深い知識は持っていないのですが、この知事の会見の中に、今後、鳥取県は国に先駆けてと言いますか、言語条例ということで、取り組んでいこうということを表明されました。そうした中で、条例といいますと、ルールですよね。要は、守らないといけないというか、国の、この後に手話言語法案という、一つの案を団体のほうで作っておられるんですけども、ルールとなれば、やはり事業主側からすれば、ある面、覚悟と言ったらおかしいですけども、それなりに対応できることをしなきゃいけない。要はあいサポートというのは、あくまでもボランティアとかそういうものでの取り組みなんですけど、条例となれば、やはりその辺りきちんとしなきゃいけないということで、この辺りがどういう内容で盛り込まれていくのか、条例でこういうものを配置しなければいけない。手話の通訳の方を配置しなければいけないということになれば、障がい者の方を雇うことに対して抵抗といますか、逆に働かなきゃいいがなという、そういうことも懸念される。その辺り緩やかなと言いますか、どのように条例化していくのかなというのが、我々ももっと勉強していかなくちゃいけないのかなと。先ほど前段、10月の秋までに一つの皆さんとこの研究会で集約をして、たたき台を作られるということですが、その辺りまでに皆さん方から、こういう就業されるそういう場における取り組みはどうしたらいいのかなということを私なりに勉強していかないといけないと思っております。それともう一つ、これは商工会議所という立場ではなくて、本当に最近地震だとか災害が割とあちこちというか、あった時に、本当に意思の伝達手段として、我々社会人というか、周りにいらっしゃる障がいの方、耳の不自由な方なんかはどう伝えていくのかということ、まず基本的にはその辺りが盛り込まれていくべきかなというふうに思っております。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(石橋) コミュニケーション支援センターふくろうの石橋です。先ほど教育委員会の事務局次長様のほうから、発言があった件ですけども、聾学校ではなく、地域の学校の中での手話に対する教育というか、ちょっと差がいろいろまばらだということで、検討したいということにつきまして、この件についてはぜひ検討いただきたいと思っております。小・中学校の義務教育の中で、英語になじむための授業はありますよね。手話も英語と同じように言語であるということですので、英語と同じように手話を学ぶという習慣が身に付けば、子どもたちが卒業後、高校に入って、さらに専門的に手話を考える。社会に入って、聞こえない人たちを理解して、手話を、ある程度基本的な手話を身に付けていさえすれば、社会人として働く職場で、聞こえない方が入っても、一緒にコミュニケーションを取りながら仕事ができるということに繋がります。また接客でもお客様が聞こえない方がいらっしゃった時にも、手話でやり取りができる。またその他生活のいろいろな場面で、身近に聞こえない方がいらっしゃれば、簡単にやり取りをすることができる。更に災害が起こった時にもそのようなことで、自分が手話できるということがあれば、聞こえない人を支援することができるという多くの繋がりが生まれます。その基本となる小・中学校の義務教育の現場で、更に高等学校でも繋げて、手話に対する教育を導入するということを前向きに考えていただければ、それが鳥取県

ではじめてのことで、国を変えていき、最終的には学習指導要領に反映されるということになるのかと思いますので、ぜひご検討いただけますようによろしくお願いいたします。

(中西) 全日本ろうあ連盟の中西です。先ほど石橋さんの発言とほぼ同じなんですけれども、確かに聞こえないことを理解するというのと、手話ができるということは、やはり根本的にセットでなければいけないと思っています。その2つがないと、共に暮らしていくということ。そして共に生きていくという考え方が、なかなか貫き通すことができないだろうと思います。共に暮らすという考え方、それを基本から根本から始めていかないといけないと思います。聞こえないということと、理解するというのと同時に、さまざまな人がいるということを理解する。そのことがなければ、共に暮らすということはできないだろうと思いますので、これは聞こえないということに限らず、さまざまな障がい、内部障がいも含めて、さまざまな障がいを知っていくうえで、コミュニケーションも聞こえない方たちにとっては、手話であるということを理解していただく。そういうことができれば、すべて完璧になるのではないかと思います。お互いを認め合える社会を作っていくということ。それが必要なのではないかなと思っています。そしてあいサポートについて、それと手話サークルについて、そしてろう学校についてお話を伺いましたけれども、確かに私たちとしては、本当に手話で会話をする。コミュニケーションができるということ。本当にそのような社会が実現できているのかということについて、まだまだ疑問を覚えます。3つのお話を伺いましたけれども、いずれにしても十分ではないだろうと。聞こえない方たち非常に個人差があります。生活で使われる手話、そして、専門的な分野での表現される手話、大きな違いもあります。もちろん個人・個人の持っている知識、その範囲での手話もちろんばらつきがあるわけです。病院に行けば、専門用語も、その病院での専門用語があります。大学に上がれば、大学で使われる専門用語もあります。非常に多岐にわたって通訳が必要になる場面、稼働できるのか。かなり限界があるのではないのでしょうか。石橋さんからの説明にもありましたけれども、手話の養成、手話ができる人を養成しようと思えば、手話を教えることのできる講師の養成も必要になるわけです。その講師の養成について、条例に盛り込むのかどうかは、また別の議論になるかと思いますが、それよりも前に、県民一人一人の方々が聞こえない方に理解をしていただく。そして手話が言語にもなる手話を理解していただく。そして目と耳の合わせた重複の盲ろうの方たちへの対応も、また可能になっていくのではないかなと思います。

(小林) はい。ありがとうございます。富田さんいかがですか。

(富田) 失礼します。鳥取市役所の障がい福祉課の富田と申します。現在、鳥取市は、障がい者手帳をお持ちの方が7,710人、そのうちで聴覚障がいの方、約794の方がいらっしゃいます。現在、鳥取市では、社会福祉協議会のほうに委託いたしまして、手話通訳の派遣依頼であるとかお願いしているところです。件数といたしましては、手話通訳者の派遣が大体昨年度で649件、要約筆記のほうで36件、手話通訳者の設置事業、講演会等ですね、1,539件委託した社会福祉協議会さんのほうが通訳の方を派遣していただきました。今皆さんのほうにいろいろお聞きして、たいへん心に響きました。机の上で書面を見たり、数字を見たりするのは全く違って、やっぱりこういうことが必要だから、この条例が必要なんだというよ

うなことを感じました。まずは市民・県民の方に広く、この条例ができることによって、気づいてもらう。理解してもらうことによって、更に一歩ずつ進んでいくのかなと、今大変自分で反省しております。この課に来て、まだ3週間なんですけど、まだまだ勉強不足でして、もう少し次の会までには、いろいろ勉強して参加したいと思っております。

(小林) はい。ありがとうございます。せっかくなので、北栄町の鎌田さん。はい。

(鎌田) 北栄町の鎌田です。改めて障がいがどう、例えば聞こえない人がどういうことを困っているかというようなところを、まず理解していかなければいけないというところで、手話と同時に進めていかなければいけないとおっしゃったところに非常に改めて思ったところです。言葉では今年から手話の奉仕員の養成が必須。町の必須事業になりましたということで、いろんな会合に出るたびに町民さんにはお願いはしてきておりますが、そこを、核となってやってくれる方をどう見つけていくかというのは、ちょっとまだ、自分自身甘いなというところを感じておりますので、障がいの理解という面と併せて、子どもの時からの、子どもが、障がいのある人のそのまま、素直に受け入れるということをやられているので、そういう辺りからのふれあい。大人になっている親御さんについては、改めてそういう勉強の機会というものを、行政のほうでも考えていって、ぜひともいい条例というようなところに繋げていって、一步一步だと思えますけども、みんなが暮らしやすい社会を築いていくというのは、行政の責任としてやっていかなければいけないと改めて思いました。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。鳥大の相澤先生はいかがでしょうか。何か。

(相澤) 特に追加はないです。

(小林) はい。先ほど、中西さん、盲ろうの方への対応も課題の一つかなというお話がありましたけれども、盲ろうの方のいわゆるコミュニケーションは、通常、手話点字ということになりますか。

(中西) 触手話という方法があります。

(小林) 触手話ですね。鳥取でも触手話をされる方はいらっしゃるのでしょうか。

(中西) はい。いらっしゃいます。

(星見) 今、盲ろうの会というのを準備して、去年立ち上げて、今いろいろ内容について、検討を進めているという。それから去年遅かった。去年ぐらいですね。会を立ち上げたのが。今、内容について、いろいろサークルの会とかも一緒になって、いろいろ連携を進めているところです。触手話が主です。他には方法としては、指点字。指の、ここの辺りする指点字というのがありますけど、まだ内容については、そこまで進んでおりません。

(戸羽) 戸羽です。盲ろうという方がいらっしゃるんですけども、コミュニケーション方法、大きく分けて2つあると思います。生まれつき耳が聞こえなくて、視覚に障がいが出たという方、手話の言語を獲得されていますので、その方たちについては、聞こえなくて、見えなくなった方達については、触手話という方法でコミュニケーションを取ることが主になります。手話と、方法は手話は同じなんです。その手話をやっている手を触れて理解をする方法です。それで何を言っているのかが分かるという方法。もう一つは、逆でして、生まれつき見えない。その後耳が聞こえなくなられた方ということになると、コミュニケー

ションの場合、母語が音声言語になりますので、日本語となります。大きくなられて、耳が聞こえなくなられた方の場合は、指点字という方法で、コミュニケーションを取るといって、大きく分けて2つのコミュニケーション方法があります。鳥取県内の場合ですと、盲ろう者の方、盲ろう者友の会という団体がありまして、4、5年ほど前から設立に向けた準備をされて、準備会からスタートをして、現在、友の会というものがあります。今、県から委託を受けて、通訳介助員養成講習会、名前が合っているかどうか分かりませんが、事業を実施されていらっしゃると思います。それぐらいですが、分かっている範囲内の報告になりますけれども、以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。盲ろうの方の言語ということもこの条例の中の議論の一つになってこようかなと思います。予定の時間があと10分ぐらいですけども、その他、今まで出ていないことで、もう少し、この手話言語条例に関して、こういうことを議論したらどうか、と思われることがありましたら、この機会にご発言いただきたいと思います。

(戸羽) 事務局に確認と言いましょか、確認ですが、メンバーの委員選出方法について、確認をさせていただきたいと思います。鳥取県手話サークル連絡協議会の選出がおありで、他には手話関係でいえば、全国手話問題研究会鳥取県支部というものもあります。もう一つは、手話通訳士協会というものもあるんですけども、鳥取県手話通訳士協会という団体もあるんですが、その2団体は選出されていないということがあるんですけども、それらも含めて、委員選出についての背景等を教えていただければ、と思いますが。

(小林) それでは事務局お願いします。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。委員の選出方法ということなんですけれども、実を申しあげますと、今回結構ばたばたでやったところもあって、これでメンバーが固定しているというふうなまでは考えておりませんで、そこは必要な方があれば、それは随時追加なりをさせていただこうかなというふうに考えております。

(小林) はい。今、これでもう。

(戸羽) はい。分かりました。

(小林) がちがちに固まっているものではありませんということですけども。はい。その他にいかがでしょうか。はい。どうぞ。

(山本) 教育委員会の山本でございます。ちょっと勉強する中で、分からない部分の一つありまして、お伺いできたらと思うんですけども、手話の中に日本手話と日本語対应手話というのがあるというふうにちょっと文献で読んだんですけども、具体的には、その2つは大きな違いがあるものなのか。それとも同じ手話のものなのか。同じものなのか。そこについて教えていただきたいなというふうに。

(西滝) 全日本ろうあ連盟の西滝です。我々ろうあ者は、その辺り区別はしきれないということがあります。私も音声に手話を付けて話をするときもあります。全く手話だけでやるときもあります。いろいろな形での手話の表現がありまして、個々に違って、しかも自分に合った手話の用い方になるかと思えます。何が手話なのか。どういう分類があるのかということになると、みんなまとめて、手話であるということになるろうかと。日本語対应手話は手話で

はないという考え方も持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。日本手話だけが手話であるという考え方もあるにはあるんですけども、日本手話だけでいこうというような考え方で、条例を一本で絞っていこうというのは、なかなか難しいところがあると思いますので、いろいろな手話のパターンを含めた、手話の条例にするということがいいのではないかと感じています。今、先生の質問についてですけども、聞こえる方が、関心を持っている内容になろうかと思えますね。例えばろうあ者にとりましては、特に関心はないという内容になる、ということになるのかなと思います。

(石橋) すいません。コミュニケーション支援センターふくろうの石橋です。ちょっと西滝さんのお話に付け加えをさせてください。日本手話と日本語対应手話というものの違いと申しますと、日本手話のほうは、小さい時から日本語ではない、何と言いますか、英語で言いますと、英語そのものの文法がありますけれども、日本手話にもそのような文法があるということ。日本語対应手話というのは、日本語を言語として習得された方が後で、手話を習得されたときに、日本語対应手話になりやすいという言葉というふうに、説明になるのでしょうか。例えば、ちょっとご覧ください。例えば、今日は、この部屋に入ると寒いので、部屋に入ると寒いようですけども、今日はとても暖かいですよね、というような日本語対应手話の形になります。ただ日本手話になりますと、こうなります。ちょっとスピード感があったり、ちょっと語順が変わったりするんですね。私の考え方としては、どちらの手話もあるんですけども、どちらも含めて手話だろうという解釈を持っています。それともう一つ。もう一つ指文字もあります。わ、というんですね。日本語習得をされている方たちのために、私の、こういう指文字があります。名前は、という日本語に則した手話表現に指文字を付けていくという方法もあります。日本語を習得するために指文字を加えていくという方法での手話表現もあります。

(小林) ありがとうございます。日本手話は独自の文法がある、ということですね。この言語条例の中で、その辺をどのように扱っていくのかというのも一つの、テーマになろうかと思えます。はい。いよいよ時間がなくなってきましたけど、いかがでしょうか。もうおひとかた。はい。どうぞ。

(西滝) さっきからずっと考えていたことがあります。大谷さんのおっしゃられた雇用の問題ですね。雇用場面においてのことなんですけど、お話しいただきましたが。おっしゃられる通りで、非常に難しい内容になると思っています。条例がどこまで担うのかという部分。条例があるから企業が困るということがあってはならないと思っています。ですので、その辺りは、やはり知事のおっしゃるように、一つは、手話は言語であるという考え方を、鳥取県が持つということ。そしてもう一つは、環境の整備に努めるということ。その2点が、一番現状に合っているのかなと思っています。細かく義務付けですとか、例えばろうあ者がいたら、手話通訳者を必ず取らないといけないというような、はっきりとした形が、今は理解が得られるのかどうかという、なかなか難しいのではないかと考えています。落ち着くべきところがどこなのかということ。それが大切だと思います。

(小林) はい。ありがとうございます。ちょうど、3時ということでございますので、一応

今日の自由な意見交換につきましては、ここら辺りで締めさせていただきたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。次回のことについて、何か事務局のほうでありますたら、お願いします。

(荒田) ありがとうございます。次回の日程調整は、また改めて、本日のさまざまなご意見を踏まえまして、テーマを集約をさせていただいて、日程のほうもまた調整させていただきますので、よろしくをお願いします。それと事務局の日本財団さんのほうから、ちょっとご連絡事項がございますので、よろしくをお願いします。

(石井) 日本財団の石井です。ちょっと私どものほうの、準備がばたばたしてしまっていて、段取りが良くなかったので、ちょっといくつかご連絡をさせていただきたいことがございます。一つは、資料を今日ギリギリでちょっと持って参りまして、このような、フォルダーに、ひとまとめにして入れさせております。何が入っているかと申しますと、一つはどうして日本財団がこういうことに関わっているのかということ、ご理解いただけるように、日本財団の手話関連の事業について書いたものと国内で行っているものを抜粋して、記した紙が入っています。それからその他に、新聞記事のコピーなど手話に関する法律の必要性に対して、財団が今まで発信してきたものなどが、コピーが入っております。それから後は、こんな財団の、いわゆる一般的な事業全部が載っているパンフレットでございますので、お時間がある時にでも、目を通していただければ幸いです。それからもう一つは、今日の謝礼と、それから交通費の精算の方法に関してなんですけれども、これもちょっと私どものほうの連絡が悪かったこともありまして、開催の通知には、印鑑をお持ちくださいというふうに、書いていただくことができなかったんですね。実際には、交通費の精算には、やはり印鑑をいただかないといけないという状況でして、もし今日印鑑をお持ちでない場合は、机の上に交通費の明細を書いていただくブランクの紙と、それから送っていただくための封筒を置かせていただきました。大変お手数をおかけして申し訳ないのですけれども、必要な交通費とそれからお名前、それから住所、それから振込先を記していただきまして、封筒で、そちらの封筒でお送りいただければ、受け取り次第、こちらのほうから、振り込ませていただこうと思います。伺ったところだと、県内、車でお見えになっている方も多いということですので、ガソリン代に関しましては、県の方でなさっているやり方に基づいて、同じようにさせていただこうと思っています。ご自宅から県庁までの距離かける1kmあたり25円ということで、計算していただいて、請求をしていただければというふうに思います。もし距離とかわかりにくいとか、いろいろあれば、こちらでインターネット等で調べますので、個別にご相談いただければと思いますけれども、そのような方向でできればと思います。今日、領収書も例えば大阪からいらっしゃった方ですとか、領収書も全部そろっているということであれば、もうお預かりして帰りまして、それで精算の手続きを進めさせていただきたいと思います。終わりましたら、私か、横におります高橋のほうまでお声掛けいただければ、領収書を受け取って、手続きをさせていただきたいと思います。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。今回はさっきお話がありましたけれども、6月というところでよろしいですか。

(荒田) まだ予定になりますが、6月を目途にと思っております。

(小林) あらためて日程調整をさせていただくということです。

(石橋) 確認をさせていただきたいことがあります。この会議、これから定期的開催されるということになりますけれども、議事録を配布お願いできますでしょうか。

(荒田) はい。議事録を作成する予定にしておりますので、できましたら送らせていただくようにいたします。

(石橋) ありがとうございます。

(小林) それでは長時間にわたりまして、皆様貴重なご意見をいただきましたことを、あらためて御礼を申し上げます。これをもちまして、今日の会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。